

平成31年3月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第33号 平成31年度熊取町教育方針について
議案第34号 熊取町部活動の在り方に関する方針について
議案第35号 社会教育施設の臨時開館について
議案第36号 重要文化財中家住宅の臨時休館について
議案第37号 後援名義使用願の承認について
議案第38号 教育委員会評価委員会委員の委嘱について
議案第39号 青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について
議案第40号 平成30年度末・31年度当初小・中学校校長・教頭の異動について
議案第41号 平成31年度当初教育委員会事務局職員の異動について
報告第12号 泉南地域図書館の相互利用に関する協定書締結の報告について
報告第13号 町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について
-

【その他】

- 後援名義使用願の承認について【報告】1件
平成31年度当初教職員人事異動【校長・教頭を除く】
平成31年度当初教育委員会事務局職員の異動【管理職を除く】
平成31年度当初教育委員会事務局での嘱託員任用状況

《4月分》

- 生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定
社会教育施設等利用状況

《2月分》

- 生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告
-

日 時 平成31年3月27日（水）午後5時00分から
場 所 熊取町役場北館3階大会議室

【教育委員会定例会出席者】

教育長 勘六野 朗

教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子
教育次長	貝口 良夫
理事（学校指導担当）	林 栄津子
理事（生涯学習・図書館担当）	野津 恵
学校教育課長	松浪 敬一
学校教育課学校指導参事	櫻澤 彩香
学校教育課学校指導参事	安田 辰弥
学校教育課学校指導参事	荒木 圭典
生涯学習推進課長	立石 則也
生涯学習推進課生涯学習参事	瀬野 裕三
図書館長	原田 貴子
書記	和田 智

開会 午後5時02分

勘六野教育長

それでは、お待たせしました。

きょうは松井委員が欠席と初めからわかっていましたので、土屋先生を待たせてもらいました。

それでは、定刻をちょっと過ぎましたけれども、ただいまから平成31年3月教育委員会の臨時会を開会いたします。

本日の署名委員は、土屋委員を指名いたしますので、よろしく願いします。

それでは、座って失礼します。

議事に入ります。

まず、事前配付している議案書の1ページ、議案第33号「平成31年度熊取町教育方針について」事務局から説明をお願いいたします。

松浪課長。

松浪課長

議案第33号「平成31年度熊取町教育方針について」ご説明いたします。

平成31年度熊取町教育方針を別添のとおり定めるものでございま

す。

前回の3月の定例会におきまして、その他案件の中で案の説明をさせていただきますまして、その後、委員さんからのご指摘をいただいた点を修正いたしまして、本日提案をさせていただきます。

委員さんからのご指摘につきましては1件ございまして、その内容につきましては、運動部活動について、国の総合的なガイドラインを受けて、大阪府運動部活動の活動の在り方に関する方針というのが昨年の9月に策定されておきまして、この方針に基づいて適切な運動部活動の取り組みを推進するという内容を加えてはどうかというふうな内容のご指摘でございました。

この対応といたしまして、本町では、大阪府教育委員会が策定した大阪府運動部活動の活動の在り方に関する方針、これが去年の9月に策定されておきます。また、大阪府部活動の在り方に関する方針、これがことしの2月に策定されておきまして、これにのっとり、熊取町部活動の在り方に関する方針を策定することとしておきまして、この方針に基づいて部活動を実施していくという内容をこの教育方針の中の9ページをごらんいただきたいと思うんですけれども、その中の7番、健康教育というページになるんですけれども、中ほどに「心身両面にわたる健康を保持増進できる実践力の育成」という項目がございまして、その一番下に「熊取町部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月）に基づく部活動の実施」という形で追加をしているというところでございます。

この熊取町部活動の在り方に関する方針につきましては、次の議案第34号でご審議していただくという予定にしておりますけれども、一応この項目を教育方針の中に追加をしていきたいというものでございます。

前回からの修正点は以上でございまして、この内容でご審議をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

勘六野教育長

ただいま説明がありましたけれども、ご質問はございますでしょうか。

この後、詳しくもっと説明されるかもしれないですけれども、挿入された熊取町部活動の在り方というのは、子どもにとっても過度なクラブ活動にならないように、教員にとっても過度な勤務にならないようにというふうなことを中心に配慮してあると。それで、事故防止とかそういうことについて触れておきますので、また後で説明を聞いて

いただければいいんですが、とりあえず熊取町の教育方針については、これを挿入するということでよろしいでしょうか。

今年度もこの方針に合わせてやっていくわけですけれども、方針をこれで置いて、あとはいかに子どもたちを見ながら運用していくかということにつきると思いますので、それぞれのチェック項目として見ていただきたいというふうに思います。

特段ご意見がなければ、このまま今まで既に見ていただいているし、事務局のほうでも検討しておりますので、この形で。

他に質問ございませんか。

では、議案第33号「平成31年度熊取町教育方針について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

勘六野教育長 議案第33号「平成31年度熊取町教育方針について」承認とします。

では、続きまして、事前配付の議案書2ページに、議案第34号「熊取町部活動の在り方に関する方針について」、先ほど追加された項目ですけれども、事務局から説明をお願いいたします。

安田参事。

安田参事 議案第34号「熊取町部活動の在り方に関する方針について」説明いたします。

それでは、事前配付議案書2ページのほうをお開きください。

熊取町部活動の在り方に関する方針を別添のとおり定めるものとするというものでございます。

議案書3ページからが、本町におけます部活動の在り方に関する方針が載っております。

平成30年12月12日に開催されました平成30年12月教育委員会定例会において、熊取町運動部活動の在り方に関する方針をご承認いただいたところです。

その後、平成30年12月に、文化庁が文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定しまして、委員の皆様の手元に配らせてもらっております。それを受けまして、平成31年2月に、大阪府教育委員会が大阪府部活動の在り方に関する方針を策定しました。そちらのほうも委員の皆様の手元に配らせてもらっております。そして、

今回、本町におきましても、運動部・文化部を含めた方針である熊取町部活動の在り方に関する方針を定めるものです。

内容につきましては、これまでの運動部活動の在り方に関する方針に、文化・芸術活動について触れているもので、活動時間や休養日の設定について変更のほうはございません。

本当に、以上、簡単ではございますが、熊取町部活動の在り方に関する方針についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案のとおりご可決いただきますようお願いいたします。

以上です。

勘六野教育長

ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

ガイドラインは、文化庁からとスポーツ庁からですよ。

安田参事

はい。

勘六野教育長

大阪府から、また同じような部活動の在り方が出て、熊取町もこれを出したということですが、中に書かれてあることはほぼ同じような内容について書かれてありますので、よく熊取町も検討して出していたというふうに考えております。

ご質問はございませんでしょうか。熊取町の部活動の在り方に関する方針につきまして。

これも事前配付なので、見ていただいていると思いますので、もしご意見がなければ、承認という形でもよろしいでしょうか。

土屋委員

意見ではなくて質問なんですけど、国のほうがガイドラインを出しまして、府のほうが方針になりまして、町のほうはまた方針として、ガイドラインと方針ってどんな扱いがあるかなということ、基本的には週2日休みましようといっても、別に罰則があるわけではないし、守ろうという方向性だから、方針でいいのかなと思いつつ、どんな違いがあるか、教えていただけたら。答えられますか。

安田参事

そう言われると答えにくいところはあるんですけど、ガイドラインと方針、ニアリーイコールだとは思っているんですけど、本当に土屋委員がおっしゃるように法律ではないので、罰則的な規定も

ほぼございません。国がガイドライン、それに合わせて大阪府のほう
が次は方針、そこで次、熊取町のほうとしてガイドラインで出すとい
うのもちょっとどうかなというのを考えたので、方針にしたというこ
とです。

土屋委員 なるほど、わかりました。

勘六野教育長 学校教職員にはその方針の意図を汲み取っていただいて、もちろん
罰則はないけれども、今までのような感じで運用するのではなくとい
うような状況は多分つくと思いますが、それに応じない時期もきっと
ありますし、生徒の負担を強いるようなことが過度にないように心が
けていきたいというふうに考えております。

他に質問ございませんか。

では、議案第34号「熊取町部活動の在り方に関する方針につ
いて」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

勘六野教育長 議案第34号「熊取町部活動の在り方に関する方針について」承認
とします。

では、次に、事前配付の議案書、今度は7ページになります。

議案第35号「社会教育施設の臨時開館について」事務局から説明
をお願いいたします。

野津理事。

野津理事 議案第35号「社会教育施設の臨時開館について」ご説明申し上げ
ます。

7ページのほうをごらんいただいているかと思えます。少し長いん
ですが、提案内容について読み上げさせていただきます。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
の施行に伴い、熊取町公民館、熊取町町民会館及び熊取町立熊取図書
館について、公民館規則第3条第1号、町民会館規則第4条の規定に
より準用する公民館規則第3条第1号及び図書館規則第4条第1号の
規定により、平成31年4月30日（火）の振替で同年5月8日
（水）が休館日となる場所、熊取町公民館及び熊取町町民会館にお
いては法施行時に同日の使用許可等を既に与えていたため、同許可等

取得者に及ぼす影響を考慮し、公民館規則第3条ただし書、町民会館規則第4条の規定により準用する公民館規則第3条ただし書により、同日を臨時に開館する。また、熊取町立熊取図書館においては、火曜日を定例休館日とする社会教育施設として、熊取町公民館及び熊取町町民会館の開館に合わせることにし、図書館規則第4条ただし書により、同日を臨時に開館するという提案内容でございます。

非常に長々と読み上げたんですが、それぞれ規定の根拠となる条文を盛り込んだところ、こういう長い提案になっておりますが、要するにどういうことかといいますと、下記のとおり、概要をまとめておりますけれども、公民館と町民会館及び熊取図書館においては、火曜日が定休日ということで規則上定められております。今般、12月14日施行の天皇即位の日に関連した法施行に伴いまして、これが、4月30日火曜日が定休日に本来なるんですが、これがその祝日の法律が施行された関係で休日になりました。規則の定め上、火曜日が国民の祝日の法律に基づく休日になれば、翌日に振りかえられる旨、規定がなされております。

この4月30日火曜日の定休日が休日になった関係で、振りかえが結局のところどうなるかという、10連休の影響がありまして、5月8日にまで振り送られたということになりました。5月8日がそうすると定休日になるわけなんですけれども、既に12月14日に法施行をされたわけなんですけれども、その時点で公民館、町民会館については予約が入っておりました。この急遽定められた法律に伴って、休みになったからということで、今度予約を取り消すのは住民サービス上好ましくないということでございまして、臨時に開館することでございます。

また、あわせて、図書館も火曜日定休日なんですが、公民館、町民会館があいているところ、社会教育施設として使用を足並みをそろえて同じく臨時開館とするということでございます。

以上、ご理解いただきまして、ご審議賜りますようお願いいたします。

勘六野教育長

ただいまの提案の説明につきましての質問はございませんか。

梶山職務代理

よろしいですか。

そうすると、結局、この休みはなくなるということ、ほかにどこか休みは移らないんですか。

勘六野教育長

野津理事。

野津理事

今のところ、臨時開館ということで、この休みについてはなくすということになります。職員については、休日を埋める関係でいってシフトという形で代休はとれますけれども、館としてはもうこの休みをなくして、あけてしまうということになります。

梶山職務代理

わかりました。

勘六野教育長

他に質問ございませんか。

では、議案第35号「社会教育施設の臨時開館について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

勘六野教育長

議案第35号「社会教育施設の臨時開館について」承認とします。

では、あけていただきたいと思います。

これは、煉瓦館は関係ないですね。水曜日はあいていますからね。

では、その次、事前配付の議案書8ページ、議案第36号「重要文化財中家住宅の臨時休館について」事務局から説明をお願いいたします。

立石課長。

立石課長

議案第36号「重要文化財中家住宅の臨時休館について」ご説明申し上げます。

事前配付しています議案書、8ページをごらんください。

台風21号の影響により表門の倒壊等の被害を受けたため、重要文化財中家住宅設置条例第3条ただし書により、平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)までを臨時休館にするというものでございます。

議案第19号のとき、定例会の10月になりますが、そのときは議案第19号としまして、平成30年10月4日木曜日から平成31年3月31日日曜日までを臨時休館としておりました。今回は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの臨時休館というものでございます。

なお、重要文化財中家住宅の一般公開につきましては、平成32年4月からを予定しております。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

勘六野教育長 ただいまの説明、正式に休館の時期が1年間延長されたということですね。

立石課長 そうです。

勘六野教育長 そのほかに、この件につきましてご質問はございませんでしょうか。これ、言える範囲でいいですけども、3月31日までということで、めどというのは、これからまだ延長があるのかどうかというのはわかるでしょうか。

立石課長 今、文化財の管理委託を文化財保存協会にお願いしておるんですが、その計画によりますと、10月末ということで計画はいただいておりますが、場合によっては少し延長になる可能性もございます。

勘六野教育長 とりあえずこれは3月31日までということですね。

立石課長 そうです。

勘六野教育長 また、その都度、進捗を情報として流していただきたいというふうに思います。

他にご質問はございませんか。

では、議案第36号「重要文化財中家住宅の臨時休館について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

勘六野教育長 議案第36号「重要文化財中家住宅の臨時休館について」承認とします。

次に、事前配付しております議案書のその次の9ページ、議案第37号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明をお願いいたします。

安田参事

議案第37号「後援名義使用願の承認について」（中学校・高等学校進学フェア）説明いたします。

平成31年2月25日付で、株式会社せんしゅう代表二宮一也氏より中学校・高等学校進学フェアの開催について、当委員会の後援名義使用願があったので、これを承認するというものでございます。

行事のほうは、議案書10ページのほうをお開きください。

行事の名称は中学校・高等学校進学フェア、開催日のほうは2019年7月13日土曜日、開催場所のほうは岸和田市立浪切ホールとなっております。事業の概要ですが、ブース形式による中学校・高等学校の担当者と小・中学生、保護者が入試情報や中学・高校生活全般などを相談するイベントとなっております。参画学校は30校、参加対象者は、私立中学・高等学校、公立高等学校で、参加者負担のほうは15万円となっておりますが、実際に参加する生徒・保護者のほうは、入場料は無料となっております。

同事業につきましては、これまでニュースせんなんのほうが実施していたものなんですけれども、ニュースせんなんのほうが倒産したことを受けまして、その後身であります株式会社せんしゅうが引き継いだものです。

今回は事業母体のほうが変わりましたので、新規案件として、今回議案として上げさせていただきました。

よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決くださいますようお願いいたします。

以上です。

勘六野教育長

ただいま説明ありました資料につきましては、その後ずっと続いておりますので、既にごらんになっていただいていると思いますが、内容は同じだが、今度事業母体が違っているから再議案ですね。

ご審議いただきたいと思いますが、ご質問はございませんでしょうか。

今までと同じ内容であれば、全く問題はないというふうに考えております。

他に質問ございませんか。

では、議案第37号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

勘六野教育長 議案第37号「後援名義使用願の承認について」承認とします。
続きまして、当日配付資料の議案書30ページ、議案第38号「教育委員会評価委員会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いいたします。
松浪課長。

松浪課長 議案第38号「教育委員会評価委員会委員の委嘱について」ご説明をいたします。
教育委員会評価委員会規則第3条の規定に基づく委員について承認を求めるものでございます。
平成31年度の教育委員会評価委員会委員に、元熊取町立学校長の大野廣介氏並びに熊取町スポーツ推進委員協議会副会長の幸野信寿氏にお願いしたいと考えておりますので、ご承認賜りますようお願いいたします。
以上で、議案第38号の説明を終わります。

勘六野教育長 ただいまの提案につきましてご質問ございませんでしょうか。
少し前任の方の説明とかがあればお願いいたします。

松浪課長 前任者は、まず熊取町スポーツ推進委員協議会副会長の幸野信寿氏につきましては、平成30年度から熊取町教育委員会の評価委員に就任いただいております。前年は、もうお一方が吉美学氏ということで、大阪体育大学の講師で、元大阪府教育委員会の市町村教育室室長をやっておられました方で、平成28年度から3年間、評価委員としていただいております。今回、再度就任を依頼したんですけれども、今年度は就任は難しいということでございましたので、新たな方に就任を依頼しております。その方が、元熊取町立学校長の大野廣介氏ということで、大野氏におかれましては、平成17年度から平成20年度までの4年間、南小学校の校長をされております。それと、平成21年度から平成22年度の2年間にかけては、熊取中学校の校長、それと平成23年度から平成25年度の3年間については、熊取北中学校の校長ということで、校長の通算年数が9年間はなされているという方でございます。
大体内容は以上でございます。

勘六野教育長

ありがとうございます。

事務局でも小学校の校長の経験、中学校の校長の経験、現在、項と学校の入試対策室におられるということで、学校教育全般の教育的な動きについて説明を聞いていただいて、いろいろ助言なりしていただけるというふうに考えて、委嘱をお願いしたいということですが。

他に質問ございませんか。

では、議案第38号「教育委員会評価委員会委員の委嘱について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

勘六野教育長

議案第38号「教育委員会評価委員会委員の委嘱について」承認とします。

では、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じく当日配付の議案書31ページ、議案第39号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」事務局から説明をお願いいたします。

瀬野参事。

瀬野参事

議案第39号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」ご説明を申し上げます。

青少年問題協議会規則第3条第2項の規定により、青少年問題協議会委員を委嘱、任命することについて、事務委任規則第2条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

議案書の記書きの下に記載のとおり、21名の方に委嘱または任命をさせていただくものでございます。

まず、表中1番目と2番目は、町議会議員でございます。坂上巳生男氏及び佐古員規氏につきまして再任するものでございます。

次に、表中3番目から6番目は、関係行政機関の職員でございます。3番目の藤原敏司町長、4番目の勘六野朗教育長につきましては、行政機関の職員として再任するものでございます。

5番目の丸山英樹氏は大阪府泉佐野警察署生活安全課長、6番目の釈迦戸葉子氏は熊取町立小・中学校長代表として新たに委嘱をするものでございます。

次に、表中7番目から次ページの21番目までは学識経験者でござ

います。

11番目の川崎京子氏は更生保護女性会代表、14番目の腕野元治氏は熊取町小・中学校PTA連絡協議会代表、16番目の北川英人氏は熊取町自治会連合会会長、18番目の田宮智子氏は熊取町婦人会会長、19番目の野口翔氏は熊取町青年団団長。

以上、11番、14番、16番、18番、19番の5名の方は、新たに委嘱をさせていただく方でございます。

ほか、7番目の福田芳則氏は熊取町社会教育委員会を代表、8番目の岸本敬仁は少年補導補助員代表、9番目の和田光生氏は少年補導員代表、10番目の井上宗保氏は保護司会代表、12番目の棚村千鶴氏は民生委員児童委員協議会代表、13番目の甲田義輝氏は熊取町社会福祉協議会会長、15番目の清水俊彦氏は大阪体育大学浪商中学校・高等学校校長、17番目の小玉不二男氏は熊取町青少年指導員連絡協議会会長、20番目の寺川博章氏は、熊取町こども会育成連絡協議会会長、21番目の中川隆雄氏は熊取町スポーツ少年団本部本部長。

以上、10名の方につきましては、いずれも再任させていただくものでございます。

委嘱期間につきましては、平成31年4月1日から2021年3月31日までの2年間でございます。

以上、議案第39号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

勘六野教育長

ありがとうございました。

ただいまの提案につきまして、ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

ちょっと質問なんですけれども、これは任期につきまして、平成31年4月1日からということになっていますよね。3月27日現在ではこの方ですけれども、変わる可能性があるという捉え方でよろしいですか。

瀬野参事

はい。そのとおりでございます。

充て職的な形でこちらの役職をお願いしているという方はいらっしゃいますので、役員交代されましたら、その都度、委嘱のほうをさせていただくという手続になります。

勘六野教育長

わかりました。

他に質問ございませんか。

では、議案第39号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

勘六野教育長

議案第39号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」承認とします。

そのほか審議すべき内容は、本日議案の議案第40号「平成30年度末・31年度当初小・中学校校長・教頭の異動について」、議案第41号「平成31年度当初教育委員会事務局職員の異動について」の人事に関する案件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書に基づき、非公開としたいと思いますが、傍聴人がおりませんから、問題はございませんね。

それで、説明をお願いできますでしょうか。

林理事。

林理事

議案第40号「平成30年度末・31年度当初小・中学校校長・教頭の異動について」ご報告させていただきます。

それでは、33ページをごらんください。

熊取町教育委員会事務委任規則第2条第1項第4号による平成30年度末・31年度当初熊取町立小・中学校校長及び教頭の異動について、別紙のとおりとするといったものです。

34ページをごらんください。

異動している校長・教頭、退職の校長のみ書かせていただいておりますが、まず、校長につきましては、新しく迎える校長が1名ということになります。中央小学校に、今年まで西小学校の教頭をやっておりました中原先生のほうに校長として、新任として着任いただくということ。

あと、その下に書いております西小学校、北小学校につきましては、西小学校におかれましては釈迦戸校長のほうが、北小学校においては吉田校長のほうが再任用の継続2年目ということで、再度校長としてご活躍いただくということになります。

続きまして、教頭ですけれども、西小学校に新任として、現在、教

育委員会の参事として勤めていただいております安田参事のほうが、教頭として着任するという事になっております。

また、退職のほうは1名、中央小学校の大山先生のほうがご退職なされるということです。

ページおめくりください。

35ページは、各小・中学校の校長・教頭、あと教育委員会事務局のメンバーのほうを書かせていただいております。右サイドのほうをごらんいただくと、来年度の異動後の校長・教頭のメンバーとなっております。先ほど言わせていただいた方のみ変更で、それ以外の方はそのまま留任ということになっております。

36ページをごらんください。

安田参事のほうが教頭として出られますので、教育委員会のほう、左側を見ていただきたいんですけども、統括のほうは、引き続き吉田統括、そして、私、参事のほうは櫻澤、荒木、あと河井淳、熊取北中学校で現在教諭をしているものですが、河井のほうを新しく指導主事として迎えるということになっています。

以上です。

勘六野教育長

これも議案になっておりますので、ご質問があればお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

議案なので、承認していただかないといけないので。

他に質問ございませんか。

では、議案第40号「平成30年度末・31年度当初小・中学校校長・教頭の異動について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

勘六野教育長

議案第40号「平成30年度末・31年度当初小・中学校校長・教頭の異動について」承認とします。

では、引き続いて、当日配付の37ページ、これも議案第41号「平成31年度当初教育委員会事務局職員の異動について」事務局から説明をお願いいたします。

松浪課長。

松浪課長

議案第41号「平成31年度当初教育委員会事務局職員の異動について」ご説明をいたします。

熊取町教育委員会事務委任規則第2条第1項第8号による平成31年度当初教育委員会事務局職員の異動について、38ページに掲載の4月1日付人事異動内示書のとおりとするものでございます。

内示の内容でございます。

まず、転入、昇任等でございますが、先ほども話がありましたけれども、熊取北中学校の河井先生が新たに学校教育課学校指導参事兼健康福祉部子育て支援課子育て支援参事として着任をされます。

それと、その下で、瀬野生涯学習推進課生涯学習参事兼熊取交流センター参事が、担当事務及び職名が一部変わります、生涯学習課生涯学習参事兼熊取交流センター副館長兼教育・子どもセンター副館長となります。

続いて、3月31日付で退職される方でございます。安田学校教育課学校指導参事兼健康福祉部子育て支援課子育て支援参事が退職されて、熊取町西小学校教頭へ復帰をされます。

なお、管理職以外の職員の異動につきましては、議案書、ちょっと飛ぶんですけども、49ページに掲載をしておりますので、また後ほどご確認いただければと思います。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

勘六野教育長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、これも議案になっているんですけども、ご質問はございませんでしょうか。

他に質問ございませんか。

では、議案第41号「平成31年度当初教育委員会事務局職員の異動について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

勘六野教育長

議案第41号「平成31年度当初教育委員会事務局職員の異動について」承認とします。よろしく願いいたします。

ここで、安田参事にお言葉を頂戴したいと思います。

安田参事

まず、ぎょうさん出てきております安田です。

生涯学習推進課のほうで4年間、学校教育課のほうで3年間お世話になりました。計7年間、教育委員会のほうでお世話になりまして、恐らく学校現場でいたのでは経験できないようなこと、いろんなこと

を経験させていただきました。その学んだことを今度は学校現場で生かしてあげたいと考えております。本当に教育委員会のほうにはお世話になったんですけれども、また引き続きお世話になることとなりますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

勘六野教育長

長い間、教育委員会事務局でお世話になりました。ありがとうございました。

先ほど言われましたように、西小学校ということで、子どもと直接またお世話いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

瀬野参事はもういいんですか。何か変わっている。何かありますか。

瀬野参事

いや、何もないです。

勘六野教育長

また、次の会議も瀬野さんに来ていただけるということでよろしく申し上げます。

では、事前配付の議案書22ページをごらんいただきたいと思えます。報告第12号「泉南地域図書館の相互利用に関する協定書締結の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

原田館長。

原田図書館長

報告第12号「泉南地域図書館の相互利用に関する協定書締結の報告について」ご説明いたします。

議案書の22ページをごらんください。

岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町の図書館、田尻町・岬町は公民館に附属する図書室となりますが、相互利用を行い、相互の住民の生涯学習の場を拡大し、もって教育の向上と文化の発展に寄与することを目的に、「泉南地域図書館の相互利用に関する協定書」を本日付で締結いたしましたので、事務委任規則第5条第1項の規定により報告するものでございます。

23ページをごらんください。

こちら協定書の内容となります。

こちらに第2条があります。そちらをごらんください。

相互利用についてですが、第1項には「協定市町の住民は、協定市町の図書館をそれぞれの条例、規則に基づき利用することができる」とあり、わかりやすく説明いたしますと、泉南地域の住民が岸和田以

南の公共図書館のどこからでも資料を借りることができ、また、貸し出し冊数や貸し出し期間などの利用条件は、それぞれの図書館に従ってください、利用登録も各図書館で行ってくださいというものになります。

続いて第3条、実施期間ですけれども、協定書は本日付で締結し、実施は平成31年6月1日からとなります。

熊取図書館におきましては、平成7年の開館時から広域貸し出しを行っており、この協定書締結により特段変更する事項はありません。

協定書締結のメリットとしましては、町民の方が直接他市町の図書館に行って、本や資料を借りることができるというものです。今まで岸和田市、貝塚市、泉佐野市からは、図書館の方針や覚書を交わすことで借りることができていましたが、新たに泉南市、阪南市、田尻町、岬町からも直接借りることができるようになります。

図書館には、相互貸借というサービスがありまして、熊取町民は図書館の窓口を通して他の図書館、例えば大阪府立図書館や大阪府内の公共図書館、町内の大学図書館、国立国会図書館、他府県の図書館などの資料を借りることができ、今までもこのサービスを利用して、住民の方に資料を届けてきましたが、この協定により、住民の方が借りたい本のある図書館へ直接行き、借りることができるようになるというものです。もちろん相互貸借サービスにつきましては、今後も継続して行う予定となっております。

その他、6月1日までのスケジュールを申し上げます。

4月下旬に報道機関への情報提供、館内へのポスター掲示やホームページへの掲載を行いまして、5月号広報で記事の掲載を予定しております。

以上です。

勘六野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問はございませんか。

わかっただけでしたでしょうか。

では、報告第12号「泉南地域図書館の相互利用に関する協定書締結の報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

勘六野教育長

報告第12号「泉南地域図書館の相互利用に関する協定書締結の報告について」承認とします。

では、その次、当日配付の議案書39ページ、報告第13号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」事務局から説明をお願いいたします。

松浪課長。

松浪課長

報告第13号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」ご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規程により、町長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとして専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、1点目が工事請負契約について。これは熊取南中学校の校舎等屋根災害復旧工事でございます。2点目が平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）でございます。

なお、これらの案件については、平成30年3月熊取町議会定例会に上程したものでございます。

まず、1点目の工事請負契約の締結について、熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事について説明をさせていただきます。

議案書の40ページでございます。

本件は、熊取南中学校の校舎等屋根の台風21号による災害復旧工事なんですけれども、それを行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、熊取町議会3月定例会に議案上程し、議決を求めたものでございます。

契約の目的は熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は9,405万3,960円で、契約の相手方は大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北二丁目20番11号、堀井建設株式会社、代表取締役、堀井直でございます。

具体的な内容につきましては、41ページ、42ページの工事概要及び配置図をごらんいただきたいと思います。

この工事につきましては、昨年9月4日の台風21号の影響によって熊取南中学校の校舎、右側の図面でいいますと、1棟から3棟、左側の校舎の屋根。それと体育館。これが中ほどの5棟の屋内運動場と表記している部分ですけれども体育館、それと武道館ですね。その右側で、7棟と記載しております。それと、プールの管理棟、その上、面積が小さいところなんですけれども、プールの管理棟の屋根瓦ですね。これはアスファルトシングルぶきといたしまして、スレート状の瓦

を重ね合わせているような瓦なんですけれども、それがかなりの部分で飛散したという状況になっております。それと駐輪場の屋根、これが一番左側の1棟の校舎の下のほうに駐輪場があるんですけれども、その屋根、これはポリカーボネート製の屋根なんですけれども、これが全体的に飛散したという状態になっておりまして、全面的に屋根の復旧工事を行うものでございます。

工事が平成31年12月25日までとなっております、予算を繰り越して工事を行うというものでございます。

なお、この入札につきましては、熊取町指名競争入札要綱等に基づきまして、本町指名参加資格登録者の中から5者を指名して入札を実施し、今年2月21日に開札を行いまして、最低価格を提示した3者によるくじ引きの結果、堀井建設株式会社を落札者として決定したというものでございます。

続きまして、2点目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）のうち、教育事務に関する補正予算について説明をいたします。

議案書の44ページ、45ページをお開きいただきたいと思います。

まず、45ページの一番上の説明なので、小学校災害復旧費負担金581万6,000円及びその下で中学校災害復旧費負担金252万円を計上しております。

小学校災害復旧費負担金につきましては、これも同じ台風21号の関連なんですけれども、中央小学校の渡り廊下のオープンパネルが風で飛んだという状況で、その設置工事。それと同じ中央小学校で、旧の町民会館、別館側のフェンス、これが風の影響で倒れた後、中央小学校の体育倉庫の裏もフェンスが倒木の関係で破損しましたので、その修繕業務。

それと、あと北小学校の防球ネット、これは運動場の周りを囲む防球ネットなんですけれども、それが全体的に飛散したということで、その災害復旧工事を対象として交付されるものでございまして、これが3月1日付で交付決定を受けましたので、予算計上したものでございます。

あと中学校はちょっと言い漏れてましたけれども、中学校につきましては、熊取中学校の南校舎のエアコンの室外機が風で破損したということと、あと北中学校も運動場沿いの防球ネットが風で飛散しましたので、その災害復旧工事ということで、これが対象となって、中学校の災害復旧費補助金252万円が交付されるということでござい

ます。

続きまして、その下の箱で、小学校費補助金の中の学校施設環境改善交付金137万3,000円と学校施設環境改善交付金91万5,000円というのがあると思います。これにつきましては、去年の6月18日の大阪府北部地震におきまして、高槻市内の小学校でプールのブロック塀の倒壊事故がありまして、その事故を受けまして、本町の北小学校及び熊取北中学校のプールに目隠し用のブロック塀があったんですけども、特に強度上問題はなかったんですけども、北小学校も北中学校も、北小学校については、それぞれ昭和55年、昭和56年という建築年度でございますので、年数もかなり経過しているという状況の中で、この機会に軽量の目隠しフェンスに更新をしたというものでございます。これらの工事費に対する国の交付金が、ことしの2月1日付で交付決定を受けたというものでございまして、これらの金額を予算計上したというものでございます。

学校教育の分は以上でございます。

立石課長

同じく歳入の部のその箱の下の社会教育費補助金1,137万円ですが、文化財保存整備費補助金となります。これにつきましては、台風21号による重要文化財中家住宅の表門倒壊に伴う国庫補助金になります。

続きまして、47ページをごらんください。

47ページの一番上の箱になりますが、19負担金、補助及び交付金でございます。

文化財保護事業441万1,000円ですが、大久保にあります江戸初期に建てられました降井家書院のカヤぶき屋根のふきかえや建物の基礎工事、壁・建具等の改修を実施する予定で、平成30年度に指定文化財管理補助金として予算を計上しておりましたが、事業主の方が亡くなられたことから改修工事の事業が中止になったものでございます。

続きまして、その下の箱になりますが、文化財災害復旧事業1,012万5,000円ですが、これにつきましては、重要文化財中家住宅の表門倒壊等に伴うもので、既に緊急に表門解体の格納、調査をする必要から、9月補正で600万円、工事費450万円、調査委託料150万円、12月補正で復旧に係る工事費として3,900万1,000円を計上しましたが、その後の調査により詳細な設計額が平成31年1月10日に調査を委託しております公益財団法人文化財

建造物保存技術協会から設計書の提出があり、その設計書に基づき、不足分の1,012万5,000円の補正となったものでございます。
以上で、私からの報告を終わります。

松浪課長 この原案については、本日の町議会本会議において可決していただいております。
以上で、報告第13号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」の説明を終わります。
よろしく願いいたします。

勘六野教育長 ただいま報告のありました主に2点、大きく分けて2点の分ですが、もう既に専決しておりますが、この会議で承認していただきたいというふうに思いますが、ご質問があればお受けしたいと思います、いかがでしょうか。
他に質問ございませんか。
では、報告第13号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

勘六野教育長 報告第13号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認とします。
そのほか、何か議案はございますでしょうか。
本日の会議に付された議案は終了いたしました。何かほかの報告事項があればお受けしたいと思います。

（その他 報告事項）

勘六野教育長 報告事項はございますか。
立石課長。

立石課長 『後援名義使用願の承認について（第12回わんぱく相撲泉佐野場所）P.25により説明』

勘六野教育長 例年に引き続いての後援の承認ということですが、ご質問はございますか。

特になければ、そのほかに何か報告事項がありましたら、よろしく
お願いします。

立石課長。

立石課長 『生涯学習推進課事業予定P. 51～P. 52により説明』

勘六野教育長 ご質問はございませんでしょうか。
そのほかに報告事項はございますか。
図書館長。

原田図書館長 『図書館事業予定P. 53～P. 54により説明』

勘六野教育長 ご質問はございませんか、4月の予定につきまして。
よろしいですか。

そのほか何か報告事項はありますか。

どなたに聞いたらいいかかわらないですけれども、人事関係のこ
こでは教育委員さんはそんなに必要でない限り、そういうのは話され
ないとは思いますが、人事関係はもう全てオープンというふうに考
えてよろしいんですか。誰がどこへ行くとか。

例えば、中学校や小学校、学校教育の場合は、職員に直接の掲
示はまだやっていないでしょう。多分3月31日、これ土曜日、日曜
日やったら、この前日の29日が掲示ということに初めてなるん
ですが、町職員の場合はオープンにしているのかどうか。まだ置
いておくほうがいいのかどうかはちょっとわからない。

松浪課長 まだ内示という段階ですので、まだ正式な辞令を受けていないので、
内示という前提の中であれば、情報を出してもいいかと思いき
れども。

勘六野教育長 そうということでしょう。内示というところしか出ていないとい
うことをご理解願いたいというふうに思いますのでよろしくお願
いします。
ほかはもう報告はございませんか。

それでは、ほかにないようですので、これで3月の教育委員会臨時
会を終了したいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

閉会 午後6時03分

